

リスク分担表

別表2

滑川市と指定管理者における業務上の責任分担については、次のとおりです。
なお、詳細については、関係法令に基づいて協定書に規定することとします。

項目		滑川市	指定管理者
法令の変更	指定管理者が行う管理運営に影響を及ぼす法令の変更	(協議事項)	
天災ほか不可抗力による事業中止等	天災・騒乱・暴動・その他市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による事業の中止・延期・変更	(協議事項)	
事業の中止等	市の指示・責任による事業の中止・延期・変更	○	
	法令その他制度の変更等のために、市の建物所有が困難になったことによる中止	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・延期・変更		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
金利・物価の変動 注 1	金利・物価の変動		○
運営費の膨張	市以外の要因による運営費の膨張		○
	経済状況や社会状況等の変化その他の事由による経営不振		○
安全性の確保	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修		○
	市の発意により行う施設・設備・外構の維持補修		○
	施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び日常の維持補修を含む）		○
	施設・設備・外構の経年劣化による維持補修	市の発意によるもの	
		修繕料50万円未満のもの	
		上記以外	
	事故・火災による施設・設備・外構の維持補修	(協議事項)	
		応急措置	
	上記以外		○
施設・設備等の損傷	天災その他不可抗力による施設躯体・設備の損壊復旧		(協議事項)
	法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）		○
施設・設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の損傷		○
	上記以外による施設・設備・備品等の損傷		(協議事項)
損害賠償	管理上の瑕疵により利用者に損害を与えた場合		○
	上記以外により利用者に損害を与えた場合		(協議事項)
債務不履行	市による協定内容の不履行		○
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
指定管理開始前の準備及び業務引き継ぎにかかる費用負担			○
修繕費未納分の費用負担			○

※指定管理の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議することとします。

※本表のほか疑義のあるものについては、その都度協議することとします。

注 1. 物価変動への対応

指定管理料の積算に用いた賃金及び物価水準等の上昇見込みを上回るような賃金及び物価水準等の急激な変動により、指定管理料が不適当となったと認められる場合は、市と指定管理者で協議のうえ負担を決定することとします。なお、賃金水準及び物価水準の変動は、公的な指標に基づき判断することとします。